Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-24

高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究－第１-９回対話企画の成果と課題－

渡部，昭男
梁，洙京

(Citation)
日本教育行政学会 第60回大会

(Issue Date)
2025-10-11

(Resource Type)
conference object

(Version)
Author's Original

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100497748

KOBE UNIVERSITY

日本教育行政学会第60回大会（2025.10.11東京大学／自由研究ＩＦ：オンライン分科会）

高等教育の経済的負担軽減及び修学支援に係る日韓比較研究

－第１-９回対話企画の成果と課題－

鍵用語：「高授業料・低補助」枠離脱、登録金審議委員会、教育の機会均等、高等教育への敷衍

渡部　昭男（大阪信愛学院大学）

目次

- １．本報告の課題：科研費による第1-9回日韓/韓日対話企画の成果を踏まえて
- ２．「高授業料・低補助」枠からの離脱：給付型奨学金など公費負担・公的支援の拡大
- ３．対話企画に基づく日韓共同論文：登録金審議委員会、「教育の機会均等」の再定位など
- ４．教育を受ける権利･教育の機会均等原則を高等教育へ敷衍する課題

科研費による日韓/韓日対話企画一覧（2022第１回～2025第９回）			
回	年月日	テーマ	ゲスト
1	2022.07.03	韓国における教育機会平等保障の主張と運動	キム・ソンヨル(私立慶南大学校教授／前韓国教育学会会長)、尾﨑公子(兵庫県立大学教授)
2	2022.07.30	高等教育無償化に係る法制と諸方策	コ・ジョン(済州大学校副総長／前韓国教育行政学会会長／元大韓教育法学会会長)、ハ・ボンウン(京畿大学校教授／元韓国教育財政経済学会長)、丹羽徹(龍谷大学教授)、ユン・ギョンフン(流通経済大学教授)
3	2022.09.17	ヒューマンライツとしての国際人権規約	戸塚悦朗(弁護士／龍谷大学元教授)、水岡俊一(参議院議員)、シン・ヘボン(青山学院大学教授／法学部長)
4	2022.12.16	高等教育への権利	キム・フンホ(国立公州大学校副教授)、石井拓児(名古屋大学教授)
5	2023.06.17	高等教育に係る権利保障運動・漸進的無償化運動	パク・コヨン(大学教育研究所所長)、イム・ウンヒ(同研究員)、重本直利(龍谷大学元教授)
6	2023.11.04	コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの	チョン・ビョンホ(ソウル市立大学教授)、光本滋(北海道大学准教授)
7	2024.08.03	「教育の機会均等」を語り直す（その１）	チェ・ジュンヨル(国立公州大学校名誉教授)、尾﨑公子(前掲)、西野倫世(大阪経済大学講師)
8	2025.01.12	「教育の機会均等」を語り直す（その２）	キム・フンホ(前掲)、塚林美也子(帝京科学大学講師)
9	2025.07.05	超少子化社会と教育問題	キム・ヒョンチョル(前韓国青少年政策研究院院長)、キム・ミョンジュン(ニッセイ基礎研究所上席研究員)

１．本報告の課題

- 科研費(2022–25)を得て、日韓/韓日対話企画を９回にわたって開催した(表：2022年度４回、23年度２回、24年度２回、25年度１回)。その成果を踏まえて、日韓の高等教育における経済的負担軽減及び修学支援を比較考究する。

２．「高授業料・低補助」枠からの離脱：給付型奨学金など公費負担・公的支援の拡大

- OECD(Education at a Glance 2014)は授業料水準及び公的補助水準の高低による4モデルを示し、日本･韓国を共に「高授業料･低補助」枠に区分した。齋藤千尋･榎孝浩2015「諸外国における大学の授業料と奨学金」国立国会図書館『調査と情報』(869)

図　OECD による授業料と公的補助（奨学金）水準の高低による 4 モデル

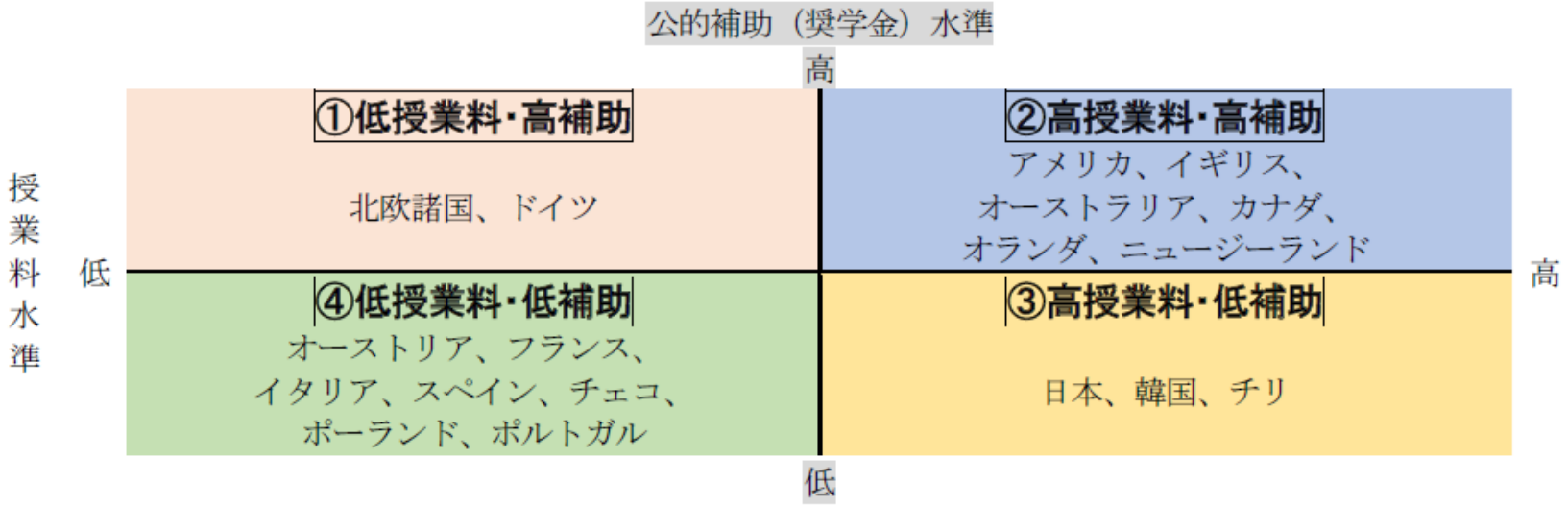

（出典）“Indicator B5: How much do tertiary students pay and what public support do they receive?” OECD, *Education at a Glance 2014: OECD Indicators*, 2014, pp.264-266（日本語訳：「インディケータ B5　高等教育機関の授業料と学生への公的補助」経済協力開発機構（OECD）編著（徳永優子ほか訳）『図表でみる教育―OECD インディケータ（2014 年版）―』明石書店, 2014, pp.301-304）等を基に、筆者作成。

2-1. 日本：「高授業料・低補助」国の汚名

📚齋藤千尋･榎孝浩2015「諸外国における大学の授業料と奨学金」国立国会図書館『調査と情報』(869)

- 国立国会図書館『調査と情報』誌＝国政審議上の重要課題についてその背景・経緯・論点等を簡潔にまとめた解説資料
- この調査資料には、スウェーデン：留学生対象の授業料導入と国内学生向け給付制奨学金の給付額引下げ断念、イギリス：高授業料化と授業料の「後払い」制度等支援の拡充、ドイツ：各州の授業料の導入と撤廃（再無償化）とともに、韓国の給付制奨学金の導入と拡充の事例も紹介されていた。日本の無策ぶりが明るみに出てしまった

～～～

- pp. 6-7　論稿の結論部分

　･･･OECD 加盟34 か国における国公立大学の授業料の有無と給付制奨学金の有無をまとめた。これを見ると、日本のように、国公立大学の授業料が高めに設定され、かつ、国による給付制奨学金の制度が設けられていない国は、少なくともOECD 諸国にはないと言える。

つづき
日本
（齋藤･榎）

国名 [注1]	年間授業料(平均額)[注2]	国公立大学等の授業料の概要等 [注3]	給付制奨学金(受給率)	国による給付制奨学金の概要 [注4]
韓国	有 (561,800 円) (2010/11 年度)	各機関が授業料を自由に決定できる。国公立大学では、通常、保護者による任意の大学支援組織である期成会に対して、正規の授業料と同程度かそれ以上の会費(期成会費と呼ばれ、大学の事務経費等にあてられる)を支払うが、左の額には含まれない。23%が国公立に、77%が独立私立に通う(2011 年)。	有 (32.6%) (2012 年度)	主要な奨学金である国家奨学金Ⅰ種は、給付開始時に成績を要件としないが、給付の継続には①半期に 12 単位以上の取得、かつ②GPA80/100 以上という成績要件を課す。給付額は、世帯収入により決まる。このほか、①政府補助金を受けて、各機関が成績要件の基準や給付額を決定し、交付する奨学金、②第3 子以降の学生を対象とする奨学金もある。いずれも社会経済的状況と成績の両方を要件とし、原則として授業料が給付額の上限とされる。李明博政権が掲げた「授業料半額」の公約は、現在の朴槿恵政権にも引継がれ、給付制奨学金を近年急速に拡充しているが、公約を達成できるかは不透明とされる。
日本	有 (535,800 円) (2014 年度)	左の額は、法令に基づく、国立大学の学部(夜間の課程を除く)の授業料標準額であり、入学料標準額 282,000 円は含まれない。全ての国立大学が標準額を採用する(2014 年度)。公立大学の授業料は、同標準額に倣うが、学生の出身地等も考慮し、一部の大学では標準額と異なる(2014 年度、夜間の課程を除き、486,000-696,000 円)。国は、国立大学には運営費交付金を、公立大学には地方財政措置を、私立大学には私学助成を通じて、各大学における授業料の減免措置に対する財政支援を行っている。減免の基準は、各大学により異なるが、成績を要件の一つとすることが多い。25%が国公立に、75%が私立に通う(2011 年)。	無	国による給付制奨学金はないが、国による貸与制奨学金はある。なお、貸与制奨学金では、①死亡、又は②精神若しくは身体の障害により労働能力の喪失等に至り返還ができなくなった者に限り、返還免除となる。かつては、一定の教育・研究の常勤職に就いたときに返還免除となる制度があったが、1998 年度に貸与を開始した者から廃止されている。ただし、現在でも、大学院で無利子奨学金(第一種奨学金)に採用され、かつ特に優れた業績を挙げた者と、教育・研究の常勤職に就いた者については、各機関の推薦に基づき、全額又は半額が返済免除となる。このほか、貸与制奨学金では、2012 年度から無利子奨学金(第一種奨学金)の採用者のうち、特に世帯収入の低い者を対象に、所得連動型の返済制度が運用される。

「高授業料・低補助」に伴う悪評：その１

- 「授業料が高いうえに学生支援が不十分」という汚名は、世界に知れ渡っていたようである
- 特集「学費値上げでどうなる教育格差」を組んだ『中央公論』1691号（2024.10）の寄稿・刈谷剛彦「放置された不平等の慣性：授業料と財政支援の国際比較から見る日本の大学」によれば･･･
- ドイツの比較政治学者ギャリッツマン（Garritzmann,J.L.,2016）「もっとも歓迎されないケース」として日本を挙げ、「そこでは授業料はアメリカの大学並みに高く、しかしアメリカとは異なり公的な奨学金や財政支援はほとんど利用できない」と紹介（p.64）

参照：渡部昭男2025「高等教育無償化政策の日韓比較：「高授業料・低補助」国からの脱出」『大学マネジメント』21(5)

「高授業料・低補助」に伴う悪評：その２

- OECD調査由来の４区分図は、政治家や専門家の間で話題になったばかりでなく、NHK教育のクロ現プラス「“奨学金破産”の衝撃 若者が･･･家族が･･･」（2016.6.2）でもこのパネル図が大映しになり、日本が「高授業料・低補助」の国であることが広くオンエアー

- 日本学生支援機構の督促の仕組み（①返済予定日を過ぎると５％の延滞金上乗せ→②３か月後に個人信用情報機関へ登録［クレジットカードをつくったりローンが組めなくなる］→③それでも返済ができないと債権回収の専門会社が督促開始［自宅への訪問や会社への電話など］、④９か月後には裁判所から一括返済を求める督促通知）について、ゲストの一人・尾木直樹氏（法政大学教授／教育評論家）は「処罰があまりにもキツイ」、「むごい取り立て」と嘆いている。そして、同機構の遠藤勝裕理事長が奨学金回収を強化する理由について問われて、「国が進めてきた構造改革の方針にそって事業を立て直してきた」、「奨学金返還は自己責任」、「通常の金融の枠組みでもって仕事をするようになった」と弁明したのを受けて、尾木氏は「スカラーシップ的な精神なんて全く無くてこれは教育ローンだ」と喝破。

日本👉2017給付型奨学金開始

- 2016クロ現プラスでは、学費の高騰・仕送り額の減少、500～800万円の奨学金負債、低賃金の非正規職の困窮、奨学金の滞納者急増、自己破産累計１万件、連帯保証人・保証人への破産の連鎖、返済に追いつめられる若者・家族を丁寧にルポ

（300万:カローラ、500万:プリウス、700万:レクサスの借金を肩に背負って社会へ／二人に一人が学生ローン依存：若者カップルの1/4は2人とも借金状態、1/2はどちらか1人が借金状態）

- それから約10年、2025年のいま無償化(逆に学費値上げ)を論ずる際に、諸物価高騰・実質賃金低下などにより若者・学生と保護者を取り巻く経済的環境は一層厳しさを増している、との基本認識・共通認識がまず肝要（中教審2025「知の総和」答申に欠落した視点）

👇

・2017年：日本でもようやく給付型奨学金が開始

・2020年：低所得層を対象とした大学等修学支援新制度（学費減免＋給付型奨学金／住民税非課税世帯～モデル世帯の年収目安380万円以下）が導入

日本👉2024/25中間層への限定的拡大

- **与党公明党**は「2030年代までに大学等の無償化」「まずは一年生の前期分の授業料を無償化」（第212国会2023）を提案

  ⇒それができないならせめて「多子世帯の無償化」をという圧力
- 中間層への拡大について、2024年度から同600万円以下までに拡大し（私立理工農系に限定）、2025年度からは多子世帯は所得制限なし（扶養する子ども３人以上に制約）とした
- 新規対象者は「**15%程度**」と見込まれており（石破茂首相の第217回国会答2025.1.28）、これを加えても日本の給付型奨学金等の受益学生率は**３割弱**と推定される
- 連立政権内で動いてきた大学等無償化⇒衆参ともに少数与党になった今、**野党協議**で大きく動いた高校無償化（所得制限撤廃・私立加算）に続いて、大学等無償化でも目が離せない

（政治状況を読み間違えた 中教審2025「知の総和」答申）

日本:大学等修学支援新制度2025現在

- 文科省HP

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

令和7年度からの多子世帯に対する大学等の無償化について

大学等における修学の支援に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第17号)に基づき、
令和7年度から多子世帯の学生等に対して所得制限なく大学等の授業料・入学金を、国が定めた一定額まで減額・免除する。
⇒高等教育費を理由として理想の数の子供を諦めることがない社会の実現に寄与。
※理想の子供数が3人以上の場合において、理想の数を諦める理由として、子育て・教育費を挙げる割合が顕著となっている。

1. 対象者の要件等

対象学校種	大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
学生等の要件	(採用時)学習意欲等が確認できれば対象 (採用後)出席率等に係る要件を満たす必要
大学等の要件	教育環境や経営状況に係る要件を満たす大学等が対象
財源	消費税財源を活用

2. 授業料・入学金減免のイメージ

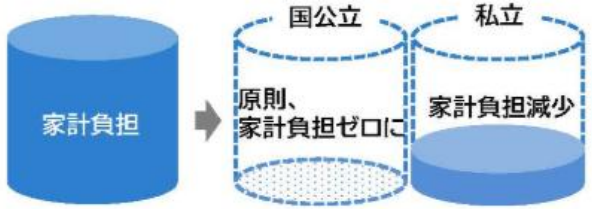

3. 減免上限額(年額)

授業料等減免上限額	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	28万円	54万円	26万円	70万円
短期大学	17万円	39万円	25万円	62万円
高専4・5年	8万円	23万円	13万円	70万円
専門学校	7万円	17万円	16万円	59万円

4. 公費による支援　R7予算額:7,025億円(地方負担分493億円を含む)

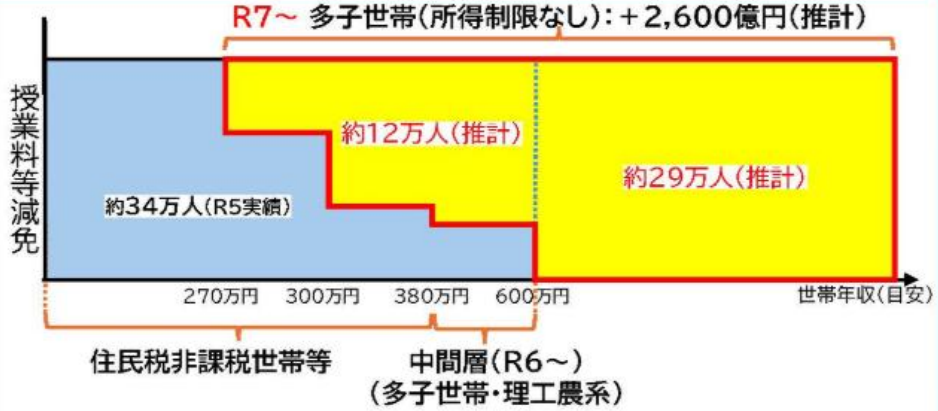

5. 対象となる多子世帯の考え方

支援対象＝扶養する子供が3人以上　かつ　大学等に通っている場合

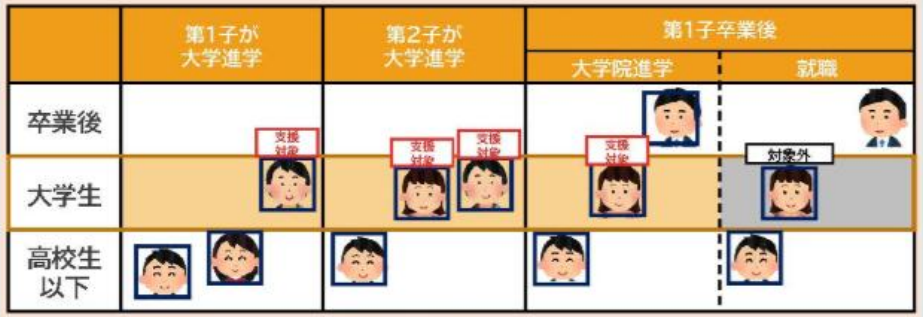

※参考　給付型奨学金イメージ



給付型奨学金 支給額	自宅生	自宅外生
国公立　大学・短大・専門学校	35万円	80万円
国公立　高専4・5年	21万円	41万円
私立　大学・短大・専門学校	46万円	91万円
私立　高専4・5年	32万円	52万円

令和7年度からの多子世帯への授業料等無償化に係るFAQ

2-2. 韓国：2012給付型国家奨学金の本格導入、「半額登録金」の市民運動と大統領選公約

- イ・ミョンバク大統領(2008-13)は所得層別の「オーダーメイド型国家奨学金」を公約に掲げたが登録金高騰・私費負担増を抑えることができなかった
- 『狂った登録金の国』(大学教育研究所2011)が出版され、半額登録金実現要求蝋燭デモ(2011.6)が呼びかけられるなど、半額登録金が一気に市民運動として拡がった
- これに押されて2012年、韓国は給付型国家奨学金の本格導入に踏み切った
- その後2012年末の大統領選挙で「半額登録金」を公約に掲げた二人、即ちパク・クネ大統領(2013-17)、ムン・ジェイン大統領(17-22)は共に、給付型国家奨学金の拡大拡充を進めた
- 2022年時点の受益学生率は国家奨学金Ⅰ類型(個人支援型／所得分位10区分中の第8区間まで対象拡大)で48.6%、Ⅱ類型(大学経由支援型／第9-10区間も含む)を含めると67.6%と報告されている(第5回企画：イム・ウンヒ2023[多胡大佑翻訳]「韓国における大学登録金の負担緩和政策」https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482432)
- その後、入学金の廃止(2018国公立、-2023私立[必要経費を国が補填])、高校の無償化(2019-21高3から実施[自律型私立高校等を除く]／入学金・授業料・学校運営支援費・教科書代)も行われた(第5回企画：パク・コヨン2023[多胡大佑翻訳]「韓国における大学登録金の負担緩和の歴史」https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100482430)

つづき：韓国における政策概念「半額登録金」とは

- キム･フンホ[桔川純子翻訳]2016「韓国国家奨学金制度の導入目的及び現況」(https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010575)［当時：韓国教育開発院KEDI研究院］

「国家奨学金制度導入前後の比較(2011vs2016)」奨学金規模は政府:0.52兆₩→4.01兆₩（10₩≒１円）、大学:1.86兆₩→3.29兆₩に拡大、受益学生数は約12万人から10倍の約120万人に増加

「半額登録金」とは大学等の登録金を半額にまで引き下げ抑え込むものではなく、「登録金総額の半額まで奨学金を創る」政策

すなわち「主体別登録金負担の現状」の個人負担率は2011:83%から2016:49%に減少しており公約の半額登録金は達成されたとみなされている

～～～

- イ･ヨン韓国租税財政研究院院長2025.4.23「国家奨学金の方向性」(https://www.mk.co.kr/jp/contributors/11299634)

「今や毎年４兆ウォンの財政が投入される教育部最大の高等教育支援事業」であり、経済的条件に関わらず誰もが意思と能力により高等教育を受けられるようにする「所得オーダーメード型」の支援制度である

つづき：（国家奨学金の拡大拡充：イム・ウンヒ2023より）

1. 国家奨学金制度:①予算（10ウォン≒1円）

◯2012年１兆7,500億ウォン　→　2015年３兆6,000億ウォン　→　2023年４兆ウォンに増加

- 国家奨学金予算は、2023年教育部「高等教育及び生涯・職業教育部門」予算15兆ウォンの27%を占め、規模が大きい。

〈表１〉年度別国家奨学金予算（億ウォン）

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
予算全体	17,500	27,750	34,575	36,000	36,545	36,346	36,845	36,022	35,474	34,831	41,326	40,286
（Ⅰ類型）	7,500	20,750	28,350	29,000	29,000	28,917	29,416	27,390	23,251	22,440	28,346	26,487
（Ⅱ類型）	10,000	7,000	5,000	5,000	5,000	4,800	4,800	4,800	4,800	4,800	3,800	3,800
（多子）	対象外		1,225	2,000	2,545	2,629	2,629	3,832	7,423	7,591	9,180	9,998

- Ⅰ類型：学生所得分位に応じて給付される奨学金。学生数の減少などの影響で2018年以降減少。
- Ⅱ類型：政府が登録金を値下げ（凍結）したり、奨学金を拡大（維持）したりした大学に支援。各大学内部の基準によって学生に奨学金支援。
- 多子奨学金：第３子以降の大学生に給付。

つづき：（国家奨学金の拡大拡充：イム・ウンヒ2023より）

1. 国家奨学金制度:② Ⅰ類型給付額

◯支援対象：2012年、所得下位３区間　→　2013年から８区間に拡大（9～10区間は対象外）

◯学生１人あたり年間支援額（2023年時点）

- 基礎生活受給者（「次上位階層」を含む）年間700万ウォン、所得１～３区間：520万ウォン、４～６区間：390万ウォン、７～８区間：350万ウォンを給付／９～10区間は、対象外
- 多子世帯の第３子以降の子どもの場合、８区間まで登録金を全額給付
- 2023年、私立大学の平均登録金は、757万ウォン：基礎区間は、登録金の92%、１～３区間：69%、４～６区間：52%、７～８区間：46%、を支援。
- 2023年、国公立大学の平均登録金は、421万ウォン：基礎～３区間は全額、４～６区間：93%、７～８区間：83%、を支援。

〈表２〉年度別国家奨学金Ⅰ類型学生一人当たり支援額（万ウォン）

区分	基礎	1区間	2区間	3区間	4区間	5区間	6区間	7区間	8区間
2012年	450	225	135	90	対象外				
2013年	450	450	270	180	135	112.5	90	67.5	67.5
2020年	520	520	520	520	390	368	368	120	67.5
2023年	700	520	520	520	390	390	390	350	350

つづき：（国家奨学金の拡大拡充：イム・ウンヒ2023より）

1. 国家奨学金制度:③Ⅱ類型支援額

◯大学の積極的な登録金負担緩和のための取り組みを促すため、大学自助努力と連動して支援

※ 大学自助努力：登録金を値下げ（凍結）するか、奨学金を拡大（維持）

◯支援対象（2023年基準）：所得下位９区間以下の大学生（ただし、急遽経済事情が困難になったものなど、大学側が支援の必要性があると認めた場合は、10区間の学生に対しても支援可能）

※ 優先支援の勧告事項
- 低所得層、障害を持つ大学生
- **自立準備青年**である大学生
- **青少年保護施設を入・退所した青少年**である大学生
- **青少年で、ひとり親**である大学生
- **子どもが３人以上の世帯の大学生**
- **世帯内、大学生である子どもの数に比例**して、優先支援
- **先就職ー後進学**の学生
- 教育部の承認により新設された**先端学科**、物理的な統廃合ではない既存の学科間での連携を通じた**融合専攻**の学生を、支援にあたって優待
- **経済的に困難なもの**である場合、**支援区間、成績要件などを緩和**して支援可能

◯支援額：各大学自らの選抜基準を樹立して支援（政府→大学→学生）

２．小括:スピード感の相違はあるが、日韓は共に給付型奨学金等の対象を漸次拡大し「高授業料･低補助」枠を離脱つつある

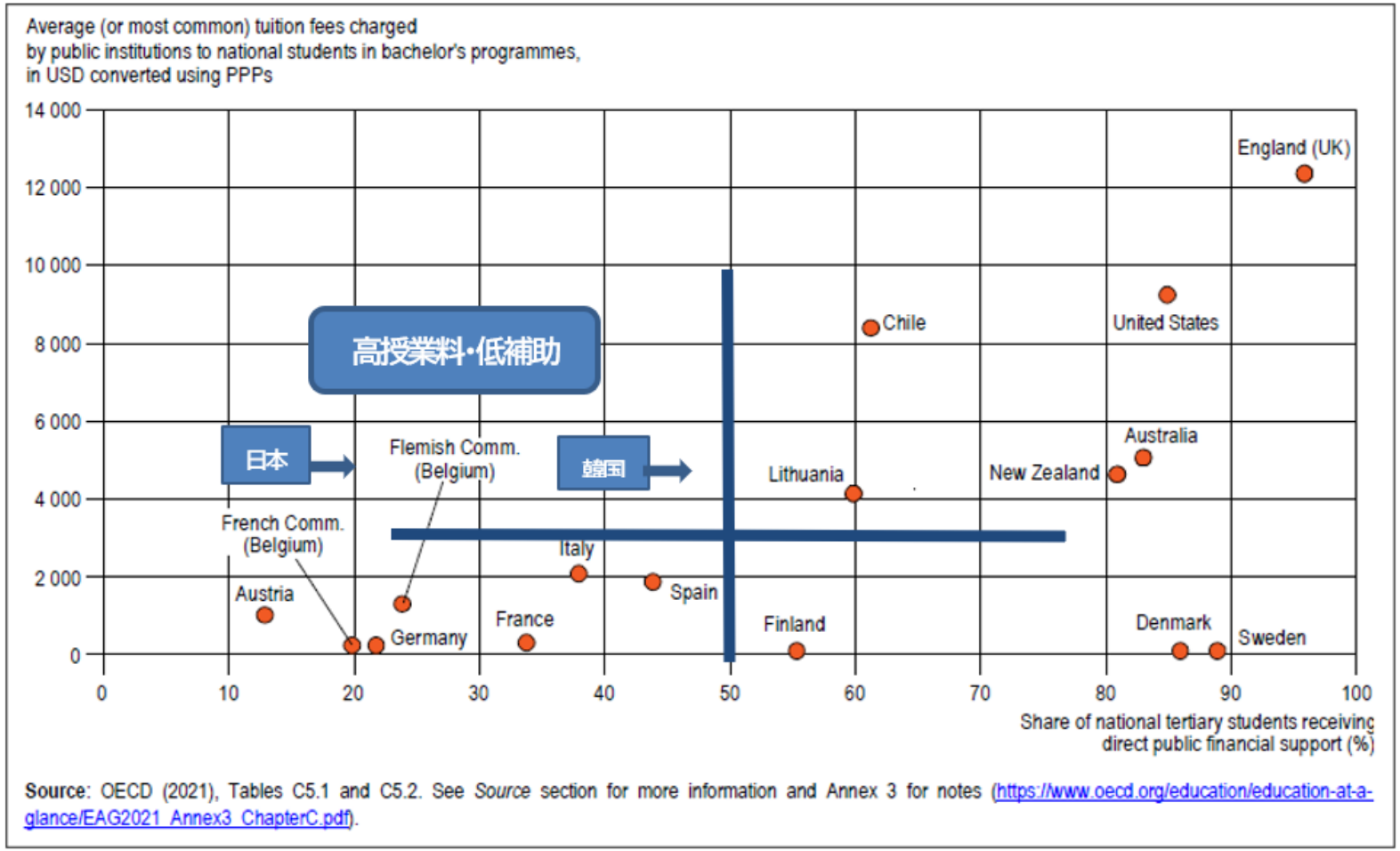

図２．平均年間授業料*及び公的財政補助学生率**（2019-20 学年度）OECD2021+渡部 2022

* 縦軸：国公立教育機関が学士課程の自国学生に課す平均年間授業料（購買力平均による米ドル換算額）

**横軸：直接的な公的財政補助を受ける高等教育の自国学生の割合

注）OECD: Education at a Glance 2021, Figure C5.3 の上に日本と韓国をプロットし、授業料 3,000USD 及び補助率 50%を目安に太罫線を引き、左上の第二象限を「高授業料・低補助」として示した。

３．対話企画に基づく日韓共同論文：登録金審議委員会、「教育の機会均等」の再定位など

資料/動画の公開状況（第1-4回対話企画）及び国際共同論文一覧（第5-9回対話企画）	
回	当日資料・録画動画の公開状況、著者(発行年)・タイトル・掲載誌・ページ数
1～3	各報告者の当日資料を神戸大学学術成果リポジトリKernelにアップし公開（日本語・韓国語）
4～9	同上、並びにZOOM録画もあわせてアップし公開（日本語・韓国語の通訳を含む）
5	渡部昭男・パク・コヨン・イム・ウンヒ・多胡太佑(2024)、韓国における大学登録金の負担緩和の歴史と政策：日韓/韓日対話第5回企画の成果及び日本への示唆、神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要17(2),43-52
6	渡部昭男・鄭炳浩・光本滋・肥後耕生・多胡太佑(2024)、コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの：日韓/韓日対話第6回企画の成果及び日本への示唆、同18(1)、67-76
7	渡部昭男・崔浚烈・尾崎公子・西野倫世・肥後耕生・多胡太佑(2025)、「教育の機会均等」を語り直す(1)：日韓/韓日対話第7回企画の成果と今後の検討課題、同18(2)、49-58
8	渡部昭男・金訓鎬・塚林美弥子・肥後耕生・多胡太佑(2025)、「教育の機会均等」を語り直す(2)：第8回日韓対話企画による教育を受ける権利・生存権・成長発達権等の関係性の吟味、同19(1)、印刷中
9	(渡部昭男・金鉉哲・金明中(2026投稿予定)、超少子化社会と教育問題を巡る意見交換：日韓/韓日対話第9回企画の成果と今後の検討課題、同上書19(2)、未定)

3-1. 登録金審議委員会

- 学費の設定は、**日本では各大学・法人の裁量**に委ねられている（ただし国立大学の場合は標準額の20%以内）
- **韓国では、登録金策定過程への構成員参加保障のため登録金審議委員会が設けられている**（イ・ミョンバク大統領時代の2010-／第５回共同論文：イム・ウンヒほか2024「韓国における大学登録金の負担緩和の歴史と政策：日韓/韓日対話第５回企画の成果及び日本への示唆」https://doi.org/10.24546/0100487734　／　関連文献：ヨン・ドクウォン2020「韓国の大学の登録金負担の緩和政策」https://hdl.handle.net/20.500.14094/81012445）
- 学生がコロナ禍で登録金返還減額を求めた訴訟は原告敗訴となったが、違憲審判請求（2020.3）を提起した約半年後に高等教育法が改正され（同.10）、**コロナ禍類似事由で登録金返還減額を可能とする規定の新設、登録金審議委員会の規定の拡充**などがなされた（学生委員30%以上／第６回共同論文：鄭炳浩[チョン・ビョンホ]ほか2024「コロナ禍が日韓の大学教育にもたらしたもの：日韓/韓日対話第６回企画の成果及び日本への示唆」https://doi.org/10.24546/0100491706）

ソウル市立大学登録金審議委員会運営規程2023.11.3 改正
新旧対照表，提供：チョン・ビョンホ／翻訳：肥後耕生）

現　　行	改 正 案
第２条（構成）①委員会は、次の各号の委員で構成する。この場合、学生委員は委員定数の 10 分の３以上になるようにする。 1. 学生処長、企画処長、行政処長 2. 教授会が推薦する教授１名 3. 総学生会正・副会長各１名 4. 代議員会議が推薦する単科大学正学生会長代表２名 5. 総長が推薦する専門家１名 6. 総学生会が推薦する同窓生１名 ＜新設＞ ②前項第 1 号及び第 3 号の委員は充て職となり、それ以外の委員は総長が委嘱する。 ③委員長は行政処長が担い、副委員長は企画処長が担う。	第２条（構成）①委員会は、審議案件が発生するたびに、次の各号の委員により 11 名以内で構成する。この場合、学生委員は委員定数の 10 分の３以上になるようにし、構成単位別委員は 10 分の５未満になるようにする。 1. 学生処長、企画処長、行政処長 2. 教授会が推薦する専任教員１名 3. 総学生会又は一般大学院総学生会が推薦する学生代表４名以内 4. ＜削除＞ 5. 総長が推薦する専門家１名 6. 総学生会が推薦する同窓生又は保護者１名 7. 大学会計職員労働組合が推薦する職員の代表１名 ②前項第１号の委員は充て職となり、それ以外の委員は総長が委嘱する。 ③委員長は行政処長が担い、副委員長は企画処長が担う。
第５条（会議）①会議は、委員長又は委員の過半数の要請で招集する。 ②会議は在籍委員の過半数の出席で開会し、上程された案件を審議する。	第５条（会議）①会議は、委員長又は委員の過半数の要請で招集し、委員会が第６条に伴う審議案件に対する審議を終了すると、当該委員会は解散されたものとみなす。 ②会議は、在籍委員の過半数の出席で開会し、出席委員の過半数の賛成により議決する。

3-2. 「教育の機会均等」の再定位

- 「教育の機会均等」を語り直す：第７・８回企画
- チェ・ジュンヨル（公州大学校名誉教授／崔浚烈ほか2025「『教育の機会均等』」を語り直す(1)：日韓/韓日対話第7回企画の成果と今後の検討課題」https://doi.org/10.24546/0100494062）報告は、「教育の機会均等」論を機会の平等：①-1許容的平等及び①-2保障的平等、内容の平等：②-1過程の平等及び②-2結果の平等の４つに区分している。「教育の機会均等は、人間の尊厳と価値を実現するための幸福追求権と平等権を保障するために重要であり、これを韓国では憲法と教育基本法で保障している」としている。
- キム・フンホ（公州大学校副教授／金訓鎬ほか2025「『教育の機会均等』を語り直す(2)：第8回日韓対話企画による教育を受ける権利・生存権・成長発達権等の関係性の吟味」https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100497712）は、大韓民国憲法における「教育を受ける権利」の歩みを辿った上で、憲法31条「教育を受ける権利」と教育基本法３条「学習権」とに係る諸説や判例を整理した後に、憲法10条「幸福追求権」・34条「生存権」・37条「自由権」との関係性で再解釈の必要性と方向性を論じている。韓国では現行の「教育を受ける権利」規定に留めず、憲法裁判所が確認した「学習権」もしくは「学習の自由」を改憲案に反映させようということには概ね合意がある、「適性」を追加する案にも概ね合意がある、という。

４．教育を受ける権利･教育の機会均等原則を高等教育へ敷衍する課題

- 韓国では無償義務教育９年制化(2004年完成)、乳幼児教育無償(13年完成)、高校教育無償(21年完成)、高等教育の半額登録金(2012-)などが進んだ。
- キム･ソンヨル前韓国教育学会会長(慶南大学校名誉碩座教授／第１回対話企画　キム･ソンヨル[肥後耕生翻訳]「1980年代の韓国での差別的教育解消主張の再吟味：教育機会の平等の観点から」https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009453)は、こうした変化を1980年代におこった差別的教育解消を志向した教育民主化の運動による「教育機会の平等」を実現する一連の政策的努力と捉えている。

  - **政府による教育機会の不平等解消政策は、**
    - 韓国人の教育機会の平等に対する情緒と思考、教育運動勢力の政策主張によって促進
    - 経済成長によって韓国の国家財政力が大きく拡大したために可能であった
  - **2010年代の教育運動勢力による“大学授業料半額”主張と政府の“国家奨学金制度”の導入**
    - **教育への接近機会を平等に実質的に保障**し、教育条件など**教育過程における不公正を解消**し、**教育結果の格差を縮小**しようとする多様な政策の論理と一脈相通ずる

つづき

- コ･ジョン（国立済州大学校副学長･元大韓教育法学会会長･前韓国教育行政学会会長／高鐫2022[金仙玉翻訳]「韓国の高等教育の漸進的無償化関連法制整備及び特徴（Ⅱ）」https://hdl.handle.net/20.500.14094/90009634）
- 無償教育範囲に関する通説（多数説）：**無償範囲法定説**（国及び地方自治体の財政考慮）
  - ー韓国憲法裁判所「必修無償費用」（授業料、入学金、学校人件費、施設維持費、新規設備投資費）
  - ー無償範囲は小学校、中学校
  - ー幼稚園（3-5歳）、保育園（1-5歳）入学前3年間無償教育（月25,000円）幼稚園・保育機関
  - ー高等学校は義務教育ではないが無償教育（授業料･教科書など）全面実施（2021年）
  - ー無償教育費用は国家及び地方自治団体が費用分担
- 小結：韓国は義務教育である小・中学校の無償教育+幼稚園及び高等学校の無償教育実施
  - ーしかし**保護者の無償教育に対する体感度は低い**（塾代等の**私教育費負担過重**）
  - ー**韓国人の教育熱は良い大学進学に帰結**される。

👉したがって、**最終目標は大学無償教育**

つづき

- キム･フンホ

(金訓鎬2022[肥後耕生翻訳]「大学登録金の負担緩和のための韓国政府の政策的努力及び関連法律の変化」

- https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100477958)

5. Review on The Right to Higher Education

- **高等教育の価値と目的**
  - 高等教育の履修を通じた社会的・経済的(国家競争力の向上)、政治的(政治的安定) 効果を期待
  - しかし、学習者の大学進学に要する費用は自らが負担する構造
    (← 成人学習者に対する教育は、社会的必要性(need) よりは個人的欲求(want)として認識)



29

つづき

5. Review on The Right to Higher Education

▪ 高等教育の価値と目的

- ただし、市民教育は基本教育(普通教育)段階から相当部分を実践 → 追加的な投資は浪費 & すでに大学では各専攻分野ごとの職業倫理、価値レベルの教育を提供 → 市民力強化のための高等教育の役割も重要であるが、国の積極的な介入を正当化するほどの理由ではない
- 自由主義においてすべての市民が幸せな人生を追求するためには“自律性” が必要
  → 市民の自律的な人生を保障するために国レベルの支援(教育を含む)が必要
  → 高等教育の主要な公共的、政治的目標としてもっぱら “自律性”だけが重要な価値をもつ

▪ 成人にとって高等教育の権利保障が必要な理由

- Joseph Razは “人間は様々な選択肢があり、それらの選択肢の中からいくつかを選択して自分の人生を切り開いたときにようやく自律的である”という
- 高等教育の履修可否を個人が選択できた際にようやく自律性が保障される
  (→ 国は高等教育の権利を保障するが、履修可否は個人が選択できるようにしなければならない)
- 学生にtuition fee(授業料)負担 → 個人が自身の人生のために自律的に策定した計画につまづく(制限された自律性) & 貧困層にとって高等教育は贅沢であると認識

つづき

5. Review on The Right to Higher Education

- **脆弱階層(社会的弱者層)だけ支援しても高等教育の権利は保障されるのではないか?**
  - 中間層以上はすでに高等教育のための資源を十分に確保 → 国が保障しなくても自律権を行使
    (→ 普遍的な高等教育の権利保障は富裕な学生にも支援 → 大衆の反発)
  - そうであれば、国は脆弱階層(社会的弱者層)の高等教育の権利だけを保障すれば良いのではないか？
    → 中間層(租税負担、but 学費支払)のジレンマが生じる
    & 無償教育から除外された学生(富裕層)が教育の成果を社会に還元しなければならない理由(名分)がなくなる
  - 結局、国の高等教育へのfull-supportが国民の自律性を保障するために必ず必要

- **高等教育の権利　韓国の状況にあてはめると?**
  - 高等教育機関への進学率(満18~21歳)が71.5%に達する韓国 (←→ カナダ 20歳 58.9%)
  - 4年制大学のうち81.7%が私立大学, 学生全体の76.9%が私立大学に在学 (←→ カナダ 39.3%が私立)

→ 高等教育無償化を推進する際、莫大な高等教育財政が必要

つづき

- ともに憲法に「能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利」（韓国第31条／日本第26条）。ともに国際人権Ａ規約13条「漸進的無償化」条項を批准。
- 韓国の教育基本法：「すべて国民は、性別、宗教、信念、社会的身分、経済的地位、又は身体的条件等を理由に教育において差別されない」（第４条）／日本の教育基本法：「すべて国民は･･･人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」（第４条）というように、いずれも「経済的地位」による教育上の差別禁止を定めている。
- 教育を受ける権利及び経済的地位による差別禁止を受ける形で、韓国の場合は経済的困難者への奨学制度･学費補助制度等（韓国教育基本法第28条１項）を、日本の場合は経済的修学困難者への奨学の措置（日本教育基本法第４条３項）を国及び地方団体に義務づけている。
- 教育を受ける権利及び教育の機会均等原則を高等教育にも敷衍し、まずは種々の奨学策によって経済的地位による差別解消を進めつつ、学費自体についても漸進的無償化を展望する必要があろう。

つづき：政策的判断(立法･行政裁量)としての経済的支援・無償化［少子化対応］

・義務教育はあくまで例示規定であり、憲法は「教育を受ける権利」に基づいた政策的判断(立法･行政裁量)として就学前や高校以降への無償化の拡大を要請

・政府答弁「『高等教育の私費負担を軽減する』ことは、様々な目的の達成に資するものであると考えており、その上でお尋ねの『こどもの学ぶ権利の保障』及び『少子化対策』は、いずれも同様に重要と考えている」(内閣衆質212 第135号「衆議院議員宮本徹君提出高等教育の無償化に関する質問に対する答弁書」岸田文雄、2023.12.22)

・高等教育における経済的負担軽減及び無償化の探究において「少子化対策/少子化対応」の視点を加味する必要性

・第９回対話企画：超少子化社会と教育問題(渡部昭男、キム･ヒョンチョル、キム･ミョンジュン2026投稿中「超少子化社会と教育問題を巡る意見交換：日韓/韓日対話第９回企画の成果と今後の検討課題」) 合計特殊出生率2023･24：日本1.20･1.15、韓国0.72･0.75

・日本＝少子化を反転させる切れ目ない支援策の一環としての無償化

（例えば：東京都･大阪府･兵庫県の大学等無償化施策に係る合意形成の根拠の一つ）

（共著『「こども計画」に活かせる自治体総合施策221例：子育て･教育の地域共同システム』

日本標準2024.12　ISBN 978-4-8208-0763-6）



つづき：政策的判断(立法･行政裁量)としての経済的支援・無償化［少子化対応］

・韓国＝少子化で浮いた予算の活用

謝辞：関連動向は多胡大佑氏（北海道大学大学院博士課程院生・日本学術振興会特別研究員）よりご教示いただいた

①国家奨学金の拡充拡大：2024・25年度

韓国における国家奨学金の拡充拡大2023･24･25年度（単位：千ウォン）

所得分位			基礎	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
2023	国家奨学金Ⅰ類型		700	520	520	520	390	390	390	350	350	―	―
	多子女	第１･２子	700	520	520	520	450	450	450	450	450	―	―
		第３子以上	全額									―	―
2024	国家奨学金Ⅰ類型		全額	570	570	570	420	420	420	350	350	―	―
	多子女	第１･２子	全額	570	570	570	480	480	480	450	450	―	―
		第３子以上	全額									―	―
2025	国家奨学金Ⅰ類型		全額	570	570	570	420	420	420	350	350	100	―
	多子女	第１･２子	全額	570	570	570	480	480	480	450	450	135	―
		第３子以上	全額									200	―

注：教育部「カスタマイズ型国家奨学金支援基本計画（案）」2024年度・2025年度に基づき渡部作成

②学費以外の生活費支援：「住居安定奨学金」2025年度

遠距離の大学（例：設定した圏域をまたぐ、ないし２時間以上の通学）への進学のため住居関連費用負担の大きい低所得層(所得分位「基礎」)の大学生を対象に住居負担軽減のための支援／月最大20万ウォン／賃貸費用(賃貸料･保証金等)、利子(ローン関連)、補修費用、水道光熱費、管理費／39歳以下･未婚･韓国籍

韓国奨学財団　（https://www.kosaf.go.kr/ko/scholar.do?pg=scholarship05_12_18&ttab1=2）

つづき：政策的判断(立法･行政裁量)としての経済的支援・無償化［少子化対応］

・韓国＝学生・若者への支援　つづき

③大学における「1000ウォン(百円)朝食」の支援拡大予定：現在全国で200の大学が参加中の「千ウォン(百円)朝食」支援を今後段階的に増やす

④若者への住宅費支援：「新政府経済成長戦略」2025.8.22～無住宅青年の住居安定のために家賃特別支援を常時事業に切替え（現在、所得が中位所得60%(今年1人世帯基準で約144万ウォン＝約15万円）以下の19～34歳の独立居住青年に月20万ウォンずつ最大24カ月支援）

③④ともに　https://japan.hani.co.kr/arti/economy/54034.html

~~~

OECD2024『図表でみる教育OECDｲﾝﾃﾞｨｹｰﾀ2024年版』明石書店にみる韓国関連の記載

p.349：コラムC5.1.高等教育段階の学生及びその家族を対象とした間接的補助

就学中の学生に間接的な補助を提供することは、公平な教育機会を保障し、学生の全般的なウェルビーングを支える上で極めて重要である。こうした補助は、交通費の割引、医療費の負担、手ごろな価格の住宅の提供、ミールプラン(学内の食堂での食事提供プラン)、書籍や学用品の支給など、様々な形で提供され、学生の経済的負担を軽減するのに役立っている。･･･学生の身分を条件として支給される家族手当･児童手当、そして減税･･･

韓国：国際教育推進/留学支援、食に関する補助など

ご清聴、有難うございました
~~~